

## 道路の維持管理協定書

小松市（以下「甲」という。）と道路維持管理者（地元町内会。以下「乙」という。）とは、道路 小松市 町 番 （別紙位置図等のとおり。）の維持管理について、次のとおり協定する。

第1条 道路の維持管理は、全て乙が行うものとする。

第2条 維持管理に要する費用は、乙が負担するものとする。

第3条 この協定書は、協定締結以後に当該道路に関する権利者になった者についても、その効力があるものとし、乙は責任をもって承継させるものとする。

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 小松市小馬出町9 1 番地

小松市長 ⑩

乙 住所

氏名 ⑩